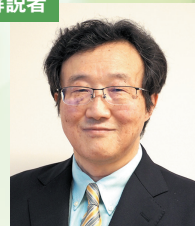


# 個人情報の管理

解説者



日本女子大学  
教職教育開発センター  
教授 坂田 仰

大阪府の公立高校に勤務後、東京大学大学院法学政治学研究所 公法専攻博士課程単位取得退学。1996年、日本女子大学に赴任。専門は、憲法学、公教育制度論。2021年9月に『新訂第4版 図解・表解教育法規』（共著、教育開発研究所）を出版。

学校で起こり得る危機に対し、どのような備えをしておくべきか。事故や災害などが発生したり、被害を最小限にとどめるためにどう対応すればよいのか。学校の危機管理について研究する坂田仰教授が解説する本コーナー。第13回は、個人情報の管理について解説する。

### 特定の個人を識別できる情報であれば、番号や記号も含まれる

個人情報とは、生存する個人に関する情報、及び特定の個人を識別できる情報を指します。氏名や生年月日、住所、顔写真などはもちろん、学籍番号など、その情報単体で個人が識別できる番号や記号も含まれます。学校は卒業生の情報も保管していますが、故人であれば、その情報は個人情報に該当しません。

個人情報の中でも、不当な差別や偏見、その他の不利益が生じないように、特に取り扱いに配慮が必要と規定されているのが、「要配慮個人情報」です。人種や病歴、犯罪履歴、犯罪被害に遭った情報などが該当します(☒)。

個人情報に関する法律には、「個人情報保

護法(※1)があります。民間事業者を主たる対象とした法律で、私立学校もその対象に含まれます。公立学校については、これまで学校の設置者である自治体が定めた「個人情報保護条例」が適用されてきました。しかし、2023年4月1日以降は、公立学校についても、個人情報保護法の共通ルールが適用されることになりました。

### 第三者への個人情報の提供は、緊急事態等を除き、本人の同意が必要

個人情報を取得する際には、生徒本人・保護者の同意が必要であり、同意の可否を判断できるよう、取得目的を可能な限り具体的に示すことが義務づけられています。未成年の

## 個人情報を適切に管理するための留意点

- ✓ 人種や病歴などの「要配慮個人情報」は、特に取り扱いに配慮が必要。
- ✓ 校内では、生徒本人・保護者の同意がなくても情報共有が可能。他校はもちろん、付属校やPTAとの情報共有には、生徒本人・保護者の同意が必要。
- ✓ 校内研修などで、個人情報の取り扱いについての知識を確認し、徹底した管理と適切な共有を図る。

※1 正式名称は、「個人情報の保護に関する法律」。

※プロフィールは、2023年3月時点のものです。

## 図 個人情報の基礎知識

### 【個人情報】

- ・生存する個人に関する情報+特定の個人を識別できる情報  
例：氏名、生年月日、個人識別符号が含まれるものなど

### 【要配慮個人情報】

- ・原則、本人の同意なしに取得してはならない
- ・人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪被害情報
- ・その他本人に対する不当な差別、偏見、その他の不利益が生じないように、特に配慮を要するものとして政令で定めるもの

例：身体障害、知的障害、精神障害があること  
健康診断、その他の検査の結果  
本人を非行少年、またはその疑いがある者として、保護処分等の少年の保護事件に関する手続きが行われたこと

### 【教師間・学校間での個人情報の共有】

- ・校内：生徒本人（保護者）の同意がなくても共有できる
- ・校外（進学先、PTA など）：情報提供には、生徒本人の同意が必要
- ・法令により提供義務：指導要録、健康診断票
- ・実務上提供が望ましい：個別の教育支援計画

※坂田教授の取材を基に編集部で作成。

場合のガイドラインがあり、一般的には、15歳以下の子どもについての個人情報の取得には、本人と保護者（法定代理人等）の同意が必要です。高校生の場合、成年年齢の18歳に達すれば、本人の同意のみで問題はありませんが、保護者の同意を取っておいた方が無難なトラブルの防止につながります。

取得した情報を第三者に提供する場合は、生徒本人・保護者の同意が原則必要です。ただし、生徒本人や保護者の同意がなくても、第三者への情報提供が認められる例外がいく

つかあります。その1つが、法令に基づく場合です。例えば、児童虐待は、法令上、国民に通告の義務があります。ほかに、人の生命、身体または財産を保護するために必要がある場合で、本人の同意を得ることが困難な時にも、情報提供ができます。例えば、事故に遭った生徒の保護者と連絡が取れないため、学校に生徒の血液型を教えてほしいと、病院から問い合わせがあった場合などは、情報を提供しても問題はありません。

### 校内の教師間では本人の同意なく共有可能 付属校やPTAの場合は同意が必要

第三者への情報提供にあたっては、提供の根拠、提供年月日、提供先、提供対象など、提供した情報の内容を記録しましょう。万一トラブルが起きた際の証拠となります。

さらに、ケースごとの留意点を見ていきましょう。まず、学年間や分掌間など、校内での教師間の情報共有は、生徒本人の同意がなくても可能です。ただ、取得目的の範囲を超えた情報共有はできません。

第三者である他校に情報提供する場合は、生徒本人の同意が必要です。同一設置者や同一法人の付属校であっても、事業所が異なれば第三者とみなされます。なお、「指導要録」

と「健康診断票」は、進学先や転校先への提供義務があることが法令で定められており、生徒本人の同意は不要です（\*2）。また、文部科学省が、生徒本人・保護者の同意を得た上で引き継ぐことが望ましいとしているものに、「個別の教育支援計画」（\*3）があります。東京都では、長期的に一貫性のある確かな支援を行うため、保護者の同意を得た上で学校間で引き継ぐよう努めるとしています。

PTAは第三者に該当するため、情報提供に際しては生徒本人の同意が必要です。情報取得時に、PTAに情報提供することがある旨を明記し、同意を得ておくといでしょう。

学校が保有する生徒や教職員の情報の中には、要配慮個人情報が多く含まれます。それが外部に漏洩すると、特に現在は、インターネット上に流出してしまい、削除が難しくなるため、徹底した情報管理が必要です。

ただ、あまりに慎重になりすぎると、情報が共有されるべき人に共有されず、その結果適切な支援ができないといった事態が生じかねません。個に応じた支援は、生徒の特性や家庭状況などを把握しているからこそできることです。校内研修などを通じて、個人情報の正しい取り扱いについて理解し、教師間で適切な情報共有を図って、生徒を支えてほしいと思います。

\*2 指導要録は学校教育法施行規則第24条、健康診断票は学校保健安全法施行規則第8条による。 \*3 障害のある児童生徒の一人ひとりのニーズを正確に把握し、教育の視点から適切に対応するという考えの下、長期的な視点で乳幼児期から学校卒業後まで一貫して的確な教育的支援を行うことを目的とするもの。高校についても、新学習指導要領の総則において、個別の教育支援計画及び個別の指導計画の作成・活用が明記された。